

京都市告示第206号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、概要書、報告書及び見解書（以下「概要書等」という。）の閲覧について次のように定めます。

平成19年9月1日

京都市長 桜本 賴兼

- 1 概要書等の閲覧場所は、都市計画局都市景観部市街地景観課内とする。
- 2 概要書等を閲覧できる日は、京都市の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する本市の休日以外の日とする。
- 3 概要書等の閲覧時間は、午前8時50分から午後5時20分までとする。
- 4 市長は、前3項の規定にかかわらず、概要書等を整理する必要があると認めるとき、その他必要があると認めるときは、閲覧場所、閲覧日又は閲覧時間を臨時に変更することがある。
- 5 概要書等を閲覧しようとする者は、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手続に関する条例施行規則第11条第2項に規定する閲覧申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 概要書等は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。
- 7 概要書等の閲覧を申請した者が、次の各号のいずれかに該当するときは、概要書等の閲覧を禁止し、又は制限することがある。
 - (1) 概要書等を汚損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる

とき。

- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。

(都市計画局都市景観部景観政策課)